

佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業の提案（以下「提案書」という。）について公正かつ適正な審査及び評価を行い、もって事業の円滑な推進を図るため、佐久市高齢者・障害者外出支援サービス事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 委員会は、提案書について別に定める「審査基準」に基づき、審査及び評価をするものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる者で組織する。

非公表

3 委員長は、非公表をもって充て、副委員長は、非公表をもって充てる。

4 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会の会議は委員長が召集し、委員長がその議長となる。

(会議)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員長は、審査に関係がある関係者を委員会に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第5条 委員等の任期は、提案書の審査終了までとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課及び高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月17日から施行する。